

委員長 ……本日、関委員が都合により出席しておりません。しかし、委員長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の2によりまして、本会議は成立いたします。

次に傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に9名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを許可いたしますので、ご了承願います。それではどうぞ。

## 開 会

委員長 ただいまから平成17年7月定例教育委員会会議を開催いたします。

## 会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員にお願いをいたします。

## 議案の提出

委員長 それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は報告議案1件、議案3件となっております。

## 報告第2号

委員長 初めに、報告第2号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

市立高校担当室長 松戸市立高等学校担当室です。どうぞよろしくお願いいたします。

報告第2号「臨時代理による処分の報告について」、ご説明いたします。

臨時代理をした理由につきましては、松戸市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正が平成17年6月13日に公布され、同年7月1日に施行されたのに伴い、これに準じ本教育委員会規則である教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則についても一部改正が必要

になったが、期間に余裕がなく、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定による臨時代理処分を行ったものでございます。一部改正の内容でございますが、3枚目の教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第9条、特別休暇の基準は別表に定めるとおりとなります。今回改正させていただいた特別休暇の別表の第18項中の期間の6日を8日に改めることについては、従来市職員の夏季休暇が6日の範囲内であったものを、改正によりまして8日の範囲内に改正されたことにより、教職員についてもこれに準じるものでございます。

以上、臨時代理による処分の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

委員長 夏季休暇が6日を8日にしようということですね。

ご意見ございますか。今回は、夏季だけですね。

市立高校担当室長 はい、そうです。

委員長 よろしいですか。では、質疑、討論を終了でよろしいですか。

では採決をさせていただきます。

報告第2号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、報告第2号は原案どおり決定をいたしました。

#### 議案第43号

委員長 次に議案第43号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

どうぞ。

こども課長 こども課です。よろしくお願ひします。

議案43号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」。松戸市少年センター設置条例第3条に基づき、別紙により松戸市少年センター運営協議会委員に委嘱するものでございます。提案理由は松戸市少年センター運営協議会委員に変更が生じたためでございます。変更の委嘱する方は次のページでございます。お開きくださいませ。五号委員でございます。島倉美賀さん、PTA連絡協議会副会長でございます。任期につきましては、記載のとおり、前任者の残任期間でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 この方は途中で交代なさったんですか。

こども課長 5月に連Pで総会がございまして、副会長に新たに島倉さんになったということ  
でございますので、よろしく願いします。

委員長 次のページに現在の委員の方々の名簿が載っております。目を通していただきたいと  
思います。この少年センターの運営協議会、年何回ぐらい開催しますか。

こども課長 平成16年度は年3回でございます。

委員長 何か新たな議題とか問題になるようなことはございますか。

こども課長 たしか前々回ですか、教育委員会会議でご報告させていただいたんですが、千葉  
県の青少年健全育成条例の一部改正がございまして、そのためにゲームセンター、漫画喫茶、  
実際に運営委員の方にご視察していただきまして、そこの店長さんと若干の質疑応答ではな  
いですが、させていただきました。そういう機会を条例改正とか変化がありましたら、  
その時の会議に委員に諮りまして、場合によっては現地視察ということもやっております。

委員長 今回、この方が新たに委嘱されたということで、ほかに何かお話、ご意見なりありま  
すか。

教育長 参考までに最近の青少年の健全育成問題、不登校、いじめ等で大きな問題になってい  
るようなことを運営協議会でどのような議論がされているか、何が関心事であるかというこ  
とを参考までにお聞かせください。

こども課長 はい、一番は昨今新聞紙上でも出ておりますけれども、以前でしたら、ある程度  
予測がつく青少年の非行というのはわかっていたんですけれども、今現在は普通の子がある  
日突然ということで、そういう凶悪事件とかございます。ですから、なかなか青少年補導員  
さんも声をかける、なかなか難しさがあります。そのために運営協議会の中でも柏児童相談  
所の方、所長さんも入っていらっしゃいます。警察署の方も入っています。その辺の個人の  
プライバシーは除いても、難しさ、本当に普通の子がある日突然というようなことですから、  
なかなか心理面の難しさがあるなということで、報道で出ておりますその辺の議題が主な関  
心事といえますか、話題になっております。

教育長 それからもう一点、7月か8月に千葉県の青少年健全育成条例が改正されたと、その  
改正前に有害図書を取りわけ自動販売機の販売に対して厳しい規制をかけるという千葉県が  
事前の調査、そして環境設定をやるというふうに聞いているんだけど、そのことの情報  
は。

こども課長 私どもの方には情報等は受けておりませんが、健全育成条例の一部改正で、場所規定というんですか、今まで展示物とか、自動販売機にカメラを設置し、年齢を確認する。ただ、設置場所については逐次、変更等ありましたら、県の方から情報が入っております。以上でございます。

委員長 この議案についてはよろしいですか。

それでは、議案43号について討論を終結いたします。

議案43号について採決をいたします。

議案第43号について原案どおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第44号

委員長 続いて、議案第44号「平成18年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題とします。

どうぞご説明をお願いいたします。

市立高校担当室長 松戸市立高等学校担当室です。よろしくお願いいたします。議案第44号「平成18年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」、ご説明いたします。

松戸市立高等学校管理規則第19条から第21条の規定により、学校長が選定いたしました平成18年度に使用する教科書について、採択をしていただくためにご提案するものでございます。平成18年度は高等学校では新たに検定された教科書の採択はありません。したがって、昨年度までに検定された教科書の中から選定していただくこととなります。

提案理由の説明の前に、市立高等学校で使用する教科書の選定、採択の手順についてご説明いたします。6ページをお開きください。教科書採択の手順についてご説明いたします。上段には順番に採択の手順が文章で、また、下段にはそれを図式化したものが記載してございます。上段、下段の番号は符合しております。まず、毎年千葉県教育委員会より次年度使用する予定の教科書について必要数の報告依頼がありまして、教科書選定採択の事務が開始されるわけですが、松戸市ではより適した教科書を市立高等学校において選定するために、県教育委員会からの依頼を待たずに5月中旬に市立高等学校へ選定依頼をしており、選定期間を長く確保しております。それが1番目の記載であり、今年度は5月11日に市立高等学校

へ18年度使用教科書の選定を依頼しております。手順2、市教育委員会からの依頼を受けて市立高等学校では松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針に基づき、文部科学省検定教科書の中から18年度に使用予定の教科書について、選定を開始します。手順3、これは先ほど説明いたしました、県教育委員会より市立高等学校へ18年度使用教科書の報告依頼が送付されます。今年度は6月15日に報告依頼が送付されました。手順4、市立高等学校から市教育委員会へ教科書本体を添えて選定報告書が提出されます。今年度は6月21日に18年度使用予定教科書一覧、選定理由書及び教科書を添えて市立高等学校より市教育委員会に選定経過報告書が提出されております。4ページから5ページに報告書の写しが添付してございます。これにつきましては、後ほど学校長から説明がございまして。手順5、市教育委員会では選定報告を受けまして、教科書採択方針に基づき、適正に選定されたものかどうかを確認いたしまして、本日の教育委員会会議に諮っております。手順6、本日の会議において、議決を経まして、平成18年度使用教科書が採択決定されます。手順7、市教育委員会から市立高等学校へ採択決定通知が送付されます。手順8から9、この採択決定を受けまして、市立高等学校では平成18年度使用教科書需要報告書を作成し、県教育委員会に報告いたします。今年度の報告期限は7月19日となっております。

以上が教科書選定採択の手順であります。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。まず、1ページから2ページをごらんください。学校長が選定いたしました18年度に使用する教科書の一覧でございます。左から科目、教科書名、新規継続の別、出版社、学年学科の順になっております。右端の学年学科の欄に「普」とありますが、これは普通科の略であります。また、「国」とありますが、これは国際人文科の略であります。次に新たに本年度選定された教科書についてまとめたものが3ページの新規教科書採択調査票でございます。左から、科目、教科書名、出版社、学年学科、採択の方針、難易度に分かれて記載してございます。中ほどの採択の方針欄は最後の8ページに添付してございます。市立高等学校で使用する教科書採択に関する方針、この中の各項目について、それぞれ教科書が適合しているかについて記載してございます。右端の難易度につきましては、標準的なものを「普」、いわゆる進学向けのものを「上」と表記いたしました。それでは、採択の方針欄の各項目についてご説明いたします。まず、「教育課程に即している」についてですが、平成18年度の市立高等学校に定められた教科科目に合致した教科書を選定しているかどうかについて確認したものであります。次に、「検定年度」とありますが、それぞれ当該年度に文部科学省の検定を受けていることを確認しております。

3番目、「慎重かつ公正に選ばれたものか」につきましては、高等学校の教科関係者の意見を聞いて慎重かつ公正に選定されたものかを判断基準としております。そのことにつきましては、各教科・科目担当間で協議、検討の上、学校長に具申され、それを受けて、学校長が決裁、選定したものであることを確認しております。4番目に「生徒の実態に即したのか」についてですが、生徒の興味、関心、進路希望等を考慮して各教科ごとに総合的に判断をし、生徒にふさわしい教科書として選定されたものであることが、選定理由書及び学校長の選定報告書に記載されております。

以上、事務局で事前調査した結果、すべての教科書が教科書採択の方針に合致しておりましたことをご報告申し上げます。なお選定理由書につきましては、別冊としてお手元に配付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。なお、教科書の選定経過につきましては、学校長の方から報告いたします。よろしく申し上げます。

委員長 どうぞ、お願いします。

市立松戸高等学校長 よろしく申し上げます。市立松戸高等学校の校長の中村でございます。

今、室長さんの方からも話がありましたのでダブることにもなりますけれども、学校の中での選定の手順等について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。学校の方では市教育委員会からの通知、それから県の高等学校教科書選定連絡協議会、ことし5月13日に実施をされましたけれども、それらを受けまして、5月中旬過ぎから選定の作業に入っていました。選定に当たりましては、松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針や選定上の留意事項等に配慮しながら、選定を進めていったところでございます。基本的には生徒の実態に合った教科書、生徒の興味、関心、さらには進路指導の状況等を踏まえながら、選定していくということになりますけれども、選定に当たって特に留意をしたことは、選定をしていくときに科目の担当者個人が一人で判断することのないように、十分教科の中で協議をしながら、意見交換をしながら、検討していくようにいたしました。最終的には教科主任会を招集して、そこには私と教頭も入りまして、選定をいたしました。

どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長 お手元の資料と一緒に見ていただきたいと思います。ご意見ございませんか。

どうぞ。

瀧田委員 質問ですが、先ほど、難易度の記述があるというお話がありましたが。

市立松戸高等学校長 新しいものは3つだけなんです。あとは昨年度と同様ですので、新規の

ものについては、難易度、今回は全部Bになっていますけれども、新しいものは3つだけです。

瀧田委員 新規採用は3つだけですね。その中で、3年生の数学ですが、継続性とか系統性を重視して新しいものになさったというふうに記述してあります。全部東京書籍になりましたが、去年までは3年生はどここの出版社のものを使っていらっしたんですか。

市立松戸高等学校長 啓林館です。

瀧田委員 啓林館を使っていらしたんですね。

市立松戸高等学校長 数 です。

瀧田委員 それを来年度は3年で教科書が変わったのですね。その方たちが1年、2年の時も啓林館でしたか。

市立松戸高等学校長 そうですね、1で使った会社を継続して使うというのが基本的なやり方かなと思います。3年一回りしてくればまた新しく考えるということになりますけれども、もちろんまた継続して同じ会社のものを使うということもあります。

瀧田委員 3年生で、教科書の継続性を絶ち切ったことに疑問を持ったものですから、質問させていただいたんですが、いずれにしても専門の先生方が慎重にご審議なさったんでしょうけれども。

市立松戸高等学校長 そうですね。専門教科の先生方が協議しながら、最終的にまた教科主任が集まって最後の打ち合わせをして決めていくという形です。教科を主体にして決めていくということです。

委員長 現在使われている教科書について、ほかの県立高校との比較といえますか、そういう情報は入っていますか。同じ教科書ではないですか。

市立松戸高等学校長 教科書を発行している会社は結構ありますので、特に他校で何を使っているかというようなことについては、私が来てからは調査したことはありません。

委員長 はい。ここにも現物の教科書がありますので。

いかがでしょう、ほかに何かご意見ございませんか。

高校の教科書の場合は、内容についてはいろいろ議題になるような問題はございませんか。

市立松戸高等学校長 やはり検討するときに考えるのは、生徒の実態に合った教科書かどうかということです。その辺で先生方同士で議論しながら決めていくということになりますが、特に決めるに当たってもめたというようなことはありません。

委員長 ほかに、ご意見はございませんか。

根守委員 資料も見させていただきましたし、それから、教科書選定理由書、これなどはもうすばらしいなと思いました。先生方一人一人、各教科の狙いを網羅し、教師自身の立場と教師が指導して子どもたちにどういう力を与え、育てていくかというようなことなどがすごくよく理由書に書かれております。各教科ごととおっしゃいましたけれども、恐らく指導に携わっている教科の先生方が全部集まって、教科書を前にしながら検討なさったということを考えてみますと、非常にきめ細かに先生方が生徒のことを考えてやってくださっていることを感じながら、これを見させていただきました。安心しました。本当に子どもの、生徒のことを考えて、どのように教科を進めていくか、よく伝わってきましたし、それから大手の教科書会社から同じようなのが出ているわけですがけれども、本当に学校の実態とか地域性とか、それから子どもの能力を考えて教科書選定をしている、一方的ではなくて、子どもの側、指導する教師の側、それから未来に向けてどういう力を育てていけばいいのかということなどもちゃんと考えた上での理由書であったなと思います。それから選定に当たったの骨子がすごくわかりやすく印刷されておりまして、恐らく説明されたと思いますけれども、なるほどなと思いながら、こういう手順で教科書を選定し、子どもたち、生徒たちに与えていくというようなことは非常に重要ではないかと。この理由書の中におうちへ帰って自学自習ができる教科書というようなことなども教師側の方から理由として出ております。これは非常に大事なことではないかなと。ただ学校で教わるとかではなくて、その教科書を参考にしながら家庭で自学自習、今はもう自学自習の時間というのではなくて、すべて塾だとか進学塾ですね、進学する生徒たちにとっても、力をつけるのにふさわしい教科書を選んでいるということを感じました。

本当に大変だったと思います。ご苦労さまでございました。

委員長 はい、どうぞ。

教育長 基本的には市立高校の方に委員会から教科書の選定依頼をしているわけです。方針の手順等に合致した選定方法が適正に行われている以上、私どもからこれはああしろ、こうしろとは言えないし、おまかせするわけです。基本的な考えを申し上げました。ただ、若干英語の教科書がやや優しいか、もうちょっとワンランク上でもいいんじゃないかという印象は持ちました。これを使っている英語の教科書と並びに他の出版社の英語の教科書を見せていただいて、私は専門家ではありませんので、市立高校の英語担当の教員の方々の判断ですからそれにクレームをつける気はありませんけれども、感想としてやや優しい。もちろん学校の生徒の実態、学校の実態、地域の実態等を総合的に勘案して選ばれているんでしょうけ

れども、市松の生徒の実力、レベルからすると、やや物足りないかもしれない。平均化してしまえば、この教科書のレベルかもしれませけれども、そんな印象を持ちました。毎年1回、最低1回授業参観を教育委員会でさせていただいております。高学年の数学はやや難しいのかなという印象を持ちました。英語の授業は科にもよるでしょうけれども、普通科、人文科、それぞれの科にもよるでしょうけれども、ちょっともう少しレベルを上げてもいいかなと、そういう印象を持った次第です。

市立松戸高等学校長 去年のこの会議の場でも、英語の教科書のことが話題になったように記憶していますけれども、去年新しい教科書を採択していくということで、国際人文科については、かなり難易度の高い教科書を採用いたしました。中にはCのついているものもありますが。他校から来た先生が見ると市松ではかなり難し過ぎるのではないかという意見もありますが、やはり去年も申し上げましたように、難しい教科書を使用することでそれを子どもたちの自信につなげていく、ことし担当している英語の職員の話聞いても、難しい教科書を使うことで今すぐにここで実績について、言うことはできませんが、かなり力はつけてきているかなということは職員の方で話題になっています。この後、来年再来年あたり、どのような結果が出てくるのかちょっと楽しみでもあります。人文科についてはかなりレベルを上げたところでございます。

教育長 ありがとうございます。選定理由もそれなりに合理性と妥当性が担保されているというふうに評価しておりますので、問題はございませんが、ただいまの校長先生の意見、配慮に感謝します。もちろん継続して使われている教科書は3年間使うわけですので、途中で変更することはできないでしょうから、今度新規に採択されるときには、そんなことも総合的に配慮しながら選定をしていただければ大変ありがたいというふうに思います。義務教育ではございませんので、それぞれの立場から高度な判断も必要とされるかもしれませんが、その辺のところを総合的に判断して今後も選定に当たっていただければと思います。

委員長 この議案については、よろしいですか。

それでは、議案44号、討論を打ち切らせていただきます。

これより議案第44号、採決いたします。

議案第44号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第44号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第45号

委員長 続いて、議案第45号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

どうぞ、ご説明ください。

保健体育課長 保健体育課です。

議案第45号についてご説明申し上げます。議案第45号「松戸市教育功労者の表彰について」。学校医として多年にわたり学校保健の管理と指導に尽力された與那覇政勝学校医が平成17年6月8日に逝去されました。よって、與那覇政勝学校医の多大な功績と労苦に感謝の意を表するため、松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条の規定に基づき、感謝状並びに記念品を贈呈するものとする。平成17年7月14日提出。提案理由は今申し上げたとおり、学校医として多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。與那覇先生のご経歴等につきましては、次のページの推薦調書の方に記載のとおりでございます。先生には33年間にわたり、学校保健のためにご尽力をいただきました。なお、今年度の学校医等の同じ教育功労者の表彰につきましては、4月の教育委員会会議議案の第23号において提案させていただいたところですが、今回につきましては、表彰規則第4条の規定で、表彰を受けるべき方がその表彰前にお亡くなりになったときには、その亡くなられた前の日にさかのぼって表彰して、表彰状または感謝状、及び記念品はそのご遺族に授与するとされていることによります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 與那覇先生がお亡くなりになったことによります感謝状並びに表彰です。33年間という随分このクラスの方はまだいらっしゃるんです。徐々に少なくはなってきましたけれども、非常に地道に活躍、活動された先生です。

よろしいですか、この議題については。

それでは討論を打ち切りまして、採決をさせていただきます。

議案第45号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第45号は原案どおり決定いたしました。

その他

委員長 本日の議案は以上のごとくです。

その他、何かございますか。あと、次回の日程でいいですか。

室長さん、何かほかに。

企画管理室長 それでは、平成17年8月定例会でございますけれども、第2木曜日の8月11日午後2時から、こちらの5階会議室で開催してはいかがでしょうか。ご提案申し上げます。

委員長 来月8月11日になります。第2木曜日午後2時から、この場所でやりたいと思います。予定はよろしいですか。

それでは次回教育委員会会議は、8月11日木曜日午後2時から、本5階会議室にて開催をいたします。

#### 閉 会

委員長 以上をもちまして平成17年7月定例教育委員会会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時42分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員